

■ 令和7年11月6日～11月7日 総務警察委員会県外調査

(福井県・石川県)

1 11月6日 福井県庁（未来創造部未来戦略課）

【調査目的】SDGsの先進的な取組について

【調査概要】

○県の取組について

県が旗振り役となり、SDGsの理念に沿った持続可能な地域づくりを進めている。2040年に福井県が目指す姿を描いた「福井県長期ビジョン」を令和2年7月に策定し、SDGs（誰一人取り残さない、多様性と包括性のある持続可能な社会）の理念に沿いながら、「すべては次世代のために」を合言葉に将来世代の幸せを願い、県が一丸となって行動していく。主要施策や予算発表資料における各主要事業においても、SDGsのゴールを明確に紐付け、その達成を意識した取組を進めている。

○「ふくいSDGsパートナー」登録制度

- 令和2年8月に全県一体でSDGsの推進を図るための官民連携プラットフォームとして、「ふくいSDGsパートナー」登録制度を創設した。この登録制度は、企業・団体等をSDGs推進に向けたパートナーとして登録・PRするもので、各パートナーがSDGsの達成に資する活動を主体的に実践するとともに、相互のネットワークを活用して活動の幅を広げている。SDGsの普及啓発、パートナー間の連携・協働の促進、SDGsに対する理解を深めるための研修会の開催などが主な活動の内容である。
- 企業・団体等がSDGsの達成に向けて積極的に取り組むパートナーとして登録をすると、県のHP等による対外的なPR、公式ロゴマークの使用、県発注建設工事の入札参加資格審査における加点、県制度融資を受けるにあたっての資格付与など、様々なメリットを受けることができる。
- 県内に事業所等を置く企業、団体、教育・研究機関、特定非営利活動法人、市民団体、地方公共団体などがパートナーとしての登録対象であり、令和7年10月1日現在で1,326機関の実績がある。登録は3年毎に更新される。

○SDGs未来都市

- 令和3年5月に「次世代に選ばれる『しあわせ先進モデルふくい』の実現」をテーマとした提案が認められ、国から「SDGs未来都市」に選定された。
- 「福井の未来を担う次世代の育成」を取組の中心に位置づけ、官民一体となって持続可能な地域づくりを進めていく。

○福井県版SDGs公式ロゴマーク

- 令和2年10月に福井県におけるSDGs推進のシンボルとして、公募によりロゴマークを作成。
- 令和3年8月に当該ロゴマークの愛称を募集し「ジュナナ」に決定。

○ふくいSDGs月間

- 令和4年度から県独自のSDGs集中啓発期間を設定した。
- 期間中、「ふくいSDGsパートナー」がSDGs関連イベント等を県内全域で実施している。県ではその特設webページを設けているほか、県内マスコミとも連携して取組を広く周知している。
- 期間中に県内各地で実施される、様々な県民向けSDGs関連イベント（「ジュナナ・チャレンジ」連携企画）の総数は、令和7年10月1日現在で123件である。

○ふくいSDGsフォーラム

- 他者の取組内容を共有、連携していくきっかけ作りの場として、「ふくいSDGsパートナー」限定のフォーラム（交流会）を開催している。

○新たな連携・協働への取組

- ・令和5年度から「SDGsディレクター」（県職員）を配置し、「SDGsコーディネーター」（地域おこし協力隊）3名とともに、チームとして活動している。

○ぐるぐるふくい

- ・令和6年度から、ファッション業界が抱える大量廃棄問題に対して、日本最大級の繊維産地である福井県が持つ高度な技術を活かし、廃棄されてしまう生地や衣料を新たな価値に再生するなど、循環型商品やライフサイクルを提案する官民連携プロジェクトを実施。

○次世代の育成に向けた取組

- ・令和3年8月に教育機関とSDGsパートナーの連携を促進するため、学校との連携に積極的なパートナーのリストを作成。
- ・令和3年度からパートナー登録企業等が持つ技術やノウハウ、ネットワークを活かしながら、新しい学習・体験プログラム（中・高生対象）を作成し取り組んでいる。



2 11月6日 福井県警察学校

【調査目的】警察官・警察職員の警察教養について

【調査概要】

○庁舎等の沿革について

- ・昭和42年に福井県警察本部の近くの庁舎から移設。
- ・その後本館、学生寮、射撃場、体育館を新設。
- ・平成23年に護国神社の境内にある警察官殉職者慰靈碑を、警察学校敷地に移設。

○学校教養の基本課程について

(1) 警察官の初任科

- ・学生69名（男性53名、女性16名）
- ・新たに採用された巡査に対して、職務倫理、交番の知識、基本実務に関する技能、体力及び気力の充実を図ることを目的としている。

(2) 警察行政職員の初任科

- ・学生15名（男性2名、女性13名）
- ・採用された職員に対して、職務倫理、基本実務に関する知識などの習得を図ることを目的としている。

(3) 初任補修科

- ・学生52名（男性38名、女性14名）
- ・警察学校を卒業し、警察署の交番で数ヶ月間の実務研修を終えた者に向けた補完教養。

(4) 各部門の任用科

- ・学生46名（男性33名、女性13名）
- ・交通部門、刑事部門、生活安全部門、警備部門等の専務員を養成するための特定の教養。

○採用時教養の期間について

県警察への採用者は、警察学校で初任科課程を修了し現場実習生として各警察署の交番に配置された後、初任補修科生として警察学校に再入校し、職場実習を経て全ての教養を修了し、警察官として独り立ちする。その後、5年間は若手警察官として位置づけられ、各分野を横断した教養を集中して継続的に受講する。

(1) 短期課程（15か月）

- ・初任教養（6か月）職場実習（3か月）初任補修教養（2か月）職場実習（4か月）

(2) 長期課程（21か月）

- ・初任教養（10か月）職場実習（3か月）初任補修教養（3か月）職場実習（5か月）

○専門課程（18課程、計213名）

複雑多様化する警察事情に対処できるような専門知識や技能・技術を修得させるため、現場に勤務する警部補以下の警察官や相当職の警察職員に対して、本部の主管課が中心となって下記の教養を実施している。

- ・警務（被害者支援、留置管理など）
- ・生安（サイバー犯罪捜査、職務質問など）
- ・刑事（組織犯罪、鑑識、性犯罪捜査など）
- ・交通（交通実務、受傷事故防止など）
- ・警備（警護、災害警備など）

○学校教養の実施計画

- ・警察庁の指導のもと毎年計画を見直しており、令和5年度からは、初任補修科において、警護研修を組み入れている。これは令和4年7月の首相銃撃事件を受けて設けられたもので、警察学校生が警護に関する教養、実習を受講することにより、卒業後、警護現場の警戒員としての勤務が可能となる。
- ・令和6年度からは初任科において、警察独自で実施するサイバー対処能力検定（初級）を受験科目に追加している。これにより、特殊詐欺をはじめとする、SNSを利用したサイバー犯罪への対処能力の向上を図っている。

【施設見学】

- ・教場、柔道場、体育館（逮捕術訓練）、寄宿舎棟等を見学





3 11月7日 石川県消防学校

【調査目的】消防隊・消防職員の消防教養について

【調査概要】

○概要

- ・消防学校（消防組織法に基づき設置）では、県内の消防職員及び消防団員に対して、消防職務の遂行上必要な、知識・技術・技能の修得・向上を図るための、教育訓練を実施している。
- ・県内の消防職員数は約1600名（11本部）、消防団員数は約5000名（22消防団）である。令和7年4月に採用された新任消防士は、60名（男性52名、女性8名）であり、現在、約6か月にわたる初任教育を修了したところ。9月下旬から現役の消防職員を対象としたスキルアップ教育を、水難救助科で15名、警防科で23名が受講、修了している。11月からは初級幹部課20名に、教育訓練を実施しているところ。
- ・そのほか、消防団員を対象にした週休日の研修や、県民の消防意識の向上を図るための少年消防クラブを対象とした子ども消防学校を開催している。
- ・昭和57年に消防学校が現在の庁舎に移転してから約40年が経過しており、機能強化や老朽化対策のための移転・改築が検討されている。

○石川県消防学校教育訓練5カ年計画について

(1) 計画概要

- ・平成13年度から5カ年の教育訓練計画を策定しており、中長期的なビジョンで消防教育訓練の充実強化を図っている。
- ・関係法令も含めて、国が示す基準に本校の教育訓練の内容が準拠するよう、見直しを行っている。

(2) 消防学校が抱える課題について

- ・第5期計画（令和3年度～令和7年度）における課題への対応として、経年劣化による老朽箇所や地盤沈下に伴う不具合箇所の改修を行ってきた。消防学校の移転まで今後も引き続き、改修に取り組んでいく必要がある。
- ・設備については、経年劣化や機能面で陳腐化した訓練車両・資機材を随時更新してきたが、引き続き計画的な更新を行っていく必要がある。
- ・教官に関しては、各消防本部（局）の協力により、平成13年度から消防学校への教官の派遣（原則2年間のローテーション）を受けている。本校在籍中の消防大学校での研修受講体制が確立したことにより、教官の資質の向上が図られ、質の高い教育訓練が実施できている。引き続き各消防本部（局）からの支援と派遣教官の消防大学校への入校機会の確保を、継続する必要がある。

○石川県消防学校を核とした総合的防災拠点基本構想について

(1) 経緯

- ・校舎の老朽化、火災の多様化、救急需要の増大など、消防行政の環境が大きく変化しているため、令和4年度に有識者及び消防関係者で機能強化を検討した。その結果、消防学校だけでなく、大規模災害の活動拠点や防災センターを集積した施設の整備が必要とされた。検討の内容は、知事まで報告を行った。
- ・県において整備予定地を検討した結果、金沢市二日市町の用地が最適との結論に至った。
- ・令和5年度に基本構想の策定に着手し、有識者、消防及び予定地の関係者で内容を検討していたが、1月に能登半島地震が発生し、年度内に予定していた策定を延期せざるを得なかつた。その後の検討の結果、令和6年8月に基本構想を策定し、県議会の常任委員会へ報告した。
- ・整備予定地は、その近郊で甚大な液状化被害が発生している点を踏まえ、今後県で確定していくこととなる。

(2) 整備にあたっての基本方針

- ・消防行政を取り巻く環境変化に対応する消防学校
- ・大規模災害に備えた防災機能の充実強化
- ・県民に開かれた総合的防災拠点施設

(3) 新消防学校の施設計画

- ・火災の多様化、救急需要の増大など、消防行政の環境の大きな変化に対応できるよう、様々な訓練が実施できる訓練施設の整備
- ・女性入校者の増加に対応できる宿舎等の整備

(4) 防災拠点の施設計画

- ・活動拠点、場外離着陸場（ヘリポート）、備蓄倉庫、災害対策本部機能の補完機能及び防災センターについて記載している。

(5) ゾーニング及び施設配置計画

- ・消防学校エリアと防災拠点施設のエリアのゾーニングや、施設配置計画について定めている。

【施設見学】

- ・教室、管理棟内展示、寄宿舎棟、訓練塔、屋内訓練場、車庫等を見学



4 11月7日 宝達志水町役場

【調査目的】能登半島地震を踏まえた防災体制について

【調査概要】

○能登半島地震に伴う町の対応について

(1) 初度対応

- ・宝達志水町では、令和6年1月1日16時10分に震度5強を観測した後、速やかに災害対策本部を設置。津波警報の発表に伴い、直後に町内全域に避難指示を発令。災害避難所25箇所に、町民の半数近い約4200名が避難した。
- ・全庁体制で避難所の開設、物資配布、給水支援、トイレ支援、入浴支援等を実施。積極的な広報活動を通じて、町民の不便・不安の解消に努める等、影響を最小限にするための対策を講じた。

(2) 被害状況

- ・人的被害はなかったが、町内約5000棟のうち約2000棟に被害があり、ほぼ全世帯が断水した。上水が復旧した後も、下水が止まった状態が長く続いた。柳瀬地区は液状化、今浜地区は地盤沈下により特に大きな被害を受けた。今回の地震の規模が液状化の閾値を超えたと考えられている。

(3) 被災者への支援

- ・全ての被災者に寄り添うことができるよう、復興推進室及び被災者支援総合窓口を令和6年2月1日から設置し、被災者の声を確認しつつ各種支援を継続的に実施している。

(4) 他自治体からの支援

- ・災害対応にあたり、下呂市や札幌市をはじめ複数の自治体から、多くの支援を受けた。様々な組織が支援に入った際、総合的かつ効率的な調整ができない場合があるため、地域に精通している自治体の職員が、全体の統制をすることによりきめ細かい救援ができると考えている。

(5) 今後の対応について

- ・引き続き被災者支援や災害復旧に邁進するとともに、災害対応の教訓を検証し、災害に強いまちづくりを推進していく。人的・建物被害にかかる復旧完了までの期間は概ね3年を見込んでいる。

○石川県全般の被害の状況について

- ・能登半島地震ではマグニチュード7.6、最大震度7が観測された。宝達志水町に大きな津波は来なかつたが、珠洲市ではハザードマップの半分程度の4.5mの津波が観測された。津波は遡上するため、標高8mまで津波で流された形跡が確認されている。

○被災時の具体的な対応について

- ・発災当日に集まることができた職員は、全体の半数程度であった。これらの職員で避難所の開設のほか、様々な初度対応を始める必要があった。避難所の開設にあたっては、多方面からの支援を受けた。消防団や他自治体等の支援もあり比較的早い段階で応急給水を始めることができ、1月中旬までこれを継続した。また、仮設住宅を設置し、200棟以上を公費解体した。解体跡地の草むしりの対策にかかる補助金制度を町が全国で始めて創設し、有効に活用された。
- ・宝達志水町には大津波が来ない想定であったが、能登地域一帯に大津波警報が発表され、標高の高い地域の住民も車で山へ避難したため、国道、県道、町道はいずれも大渋滞した。町が現場に派遣した職員や消防団が、これらの避難者を高台の野球場に誘導するなどして、交通整理を実施した。
- ・被災時に統括調整機関から支援を受けた際、効率的な対応ができるよう、予め避難場所及びインフラ（インターネット・電話回線、電気等）、その他の設備等を開設する準備をした。また統括調整部を組織し訓練していたことにより、札幌市、警察及び消防などの統括調整機関からの支援を受けた際、うまく調整して対応することができた。

○災害に強いまちづくりの推進について

(1)公助力の強化、災害対応体制・態勢の強化

・各種計画の策定及び修正

能登半島地震への対応について分析・検証し、新たな被害想定への対応のため、地域防災計画を修正するとともに、受援計画・災害時備蓄計画の策定及び宝達志水町全般業務継続計画（BCP）や町危機管理計画の見直しを行った。

・危機管理監の新設

高い「状況判断力」「総合調整・総合運用能力」を保持し、危機事態への対応に長けた人材を、新たに危機管理監として配置（令和4年度）し、危機管理体制・態勢の整備を行った。

・災害対策本部の機能強化

災害対策本部組織を増強改編するとともに、施設・資機材の整備、防災情報収集・配信体制の充実を図っている。

・職員（災害対策本部）の対応能力向上

職員防災研修会を反復して実施するとともに、「宝達志水町防災訓練中期計画」に基づき、町の総合防災訓練をはじめ、あらゆる訓練機会を活用し、関係機関等と連携しつつ、町の危機管理能力を進化・向上させていく。机上訓練については、シナリオ訓練からブレイントレーニングへの移行を図り、幅広く町民が参加でき、真に役立つ訓練の実施に努める。

・県内外の他自治体、関係機関等との連携態勢の更なる強化

町と防災士間、消防団間の連絡体制や、災害対応の協力体制を強化するとともに、町災害時受援計画を策定し、県内外の他自治体との受援・連携態勢の強化を図る。

・物資、資機材の備蓄

災害に備えて水や食料、防災資機材などを計画的に備蓄する。備蓄数についてはこれを見直した結果、水、食料、携帯トイレを倍増した。また新たに必要な備蓄品として、女性用品、子ども用品、ペット用品等を追加した。備蓄品を集積した指定避難所防災倉庫等は、キーボックスを用いた迅速な解錠により、機動的に使用できるような体制を整備する。

・ハザードマップの作成及び配布

新たなハザードマップを作成し、防災出前講座などで配布を行いながら、町民への周知徹底を図っている。

・避難所の改善

(2)自助・共助力の向上

・防災組織と人材の育成

・実際の場裏に即した防災訓練による防災意識の向上

・防災出前講座の実施

・集落防災訓練の支援（人・物）

・小学校防災授業支援、福祉施設職員、教職員等への防災講話等実施

